

「菊池万句」をめぐる幾つかの問題

鈴木 元

*キーワード

菊池万句・菊池重朝・城親賢・菊池風土記・菊池古文書

一 万句連歌における中央と地方

文明十三年（一四八二）八月、菊池氏の拠点となっていた隈府の地（現在の菊池市隈府を中心とした地域）において、一日一万句の連歌が重朝により興行されたという。その具体的根拠資料となるのは、後述するように『菊池万句発句』という発句抜書きのみと見てよい。同書の端作りには、「文明十三年八月日於隈府／一日興行万句連歌発句」（佐々家本による）とあり、興行の年月と開催地、そしてこの万句が一日で満了されたことが知られる。加えて、発句五句を掲げた後に毎度「以上御屋形様御座敷」というように、会席の場が明示されており、この情報により二十座で各五百韻を詠んだことも知りうる。

かなり後代の資料ではあるが、渋江松石の『菊池風土記』巻一「月見御殿」の項には、「一日万句連歌の興行も此所にて会有しにはあらずや」と、やや踏み込んだ推測がなされている。ただし、なにぶんにも「正観寺の後ろに高き所有、古菊池城院有し所、菊池氏の代に至りて月見御殿有し也、

何代目に立しと云事未聞」という曖昧な情報であり、蓋然性を出るものではない。ただ、松石がそのような憶測を巡らしたのは、おそらく発句すべてに「月松」以下「月」を含んだ題が配されていたことによるのであろう。

主催者は、連歌に限らぬ好學で知られた菊池重朝。彼の事績の数々は、当時の九州の政治的、文化的状況とあわせて、川添昭二氏『中世九州の政治・文化史』（海鳥社、二〇〇三年）に活写されており、万句興行の背景の理解にはまず参考とすべきものである。ただし先に簡単にふれたように万句そのものは現存せず、発句のみが弘治二年（一五五六）城親賢により書写されたことにより、辛うじて今に伝わる。早くにこの『菊池万句発句』は『熊本県史料 中世篇四』に翻刻紹介されたこともあり、重朝主催になるこの万句興行は広く知られた催しとなっている。それ故、改めて話題にするまでもなさそうに思われるかもしれないが、以下、小稿では室町期における中央と地方との文化交流の観点から、もう一度この万句興行の意味を見直すところから始め、資料（史料）としてはその唯一の拠り所と言つてよい『菊池万句発句』を、その資料性の再点検という意味で俎上に載せ

ることを目的とする。

まずは初めに、一万句の連歌というとてもない催しがいつごろ、どのようにして起こり、菊池万句に至るまでにどのような経緯を経るのか、その点をごく簡単にふれておくこととする。資料として「万句連歌興行史」を掲げておいた。なお、この年譜は文明年間まで、即ち菊池万句の直後までしか採録していない。だが実際には、この後も万句連歌は脈々と続いていく。^(注)

◇万句連歌興行史

- ・一三二〇 元応二年春 鎌倉の花下にて一日一万句の連歌(性遵発句)
- 『菟玖波集』巻二十
- ・一三三三 元弘三年春 千劔破城包圍群、都から花下連歌師を呼び張行。
- 『太平記』巻七
- ・一三九一 明徳二年二月 足利義満、北野社にて(『北野社一万句発句脇第三序』「廿ヶ所一日」(『松梅院禪予日記』)
- ・一四〇一 応永八年正月 吉備津宮法衆
- ・一四三三 永享五年二月 足利義教、北野社法衆『北野社一万句発句脇第三并序』『看聞日記』「廿ヶ所一日」(『松梅院禪予日記』)
- ・一四三五 永享七年三月 義教、北野社法衆(会所十箇所で三日)「三ヶ日」(『松梅院禪予日記』二月)
- ・一四三六 永享八年三月 義教、北野社法衆(三日間)『看聞日記』「三ヶ日」(『松梅院禪予日記』二月)

- ・一四三七 永享九年三月 義教、北野社法衆(三日間)『看聞日記』
- ・一四三八 永享十年三月 義教、北野社法衆(十座)『看聞日記』「三ヶ日」(『松梅院禪予日記』二月)

- ・一四三九 永享十一年二月 「三ヶ日」(『松梅院禪予日記』)
- ・一四四〇 永享十二年二月 「三ヶ日」(『松梅院禪予日記』)
- ・一四四一 嘉吉元年二月 義教、北野社法衆(三日間)『看聞日記』「松梅院禪予日記」

- ・一四八一 文明十三年三月 結城政朝、白河鹿島社奉納一日万句(二十座)

- ・ 同年八月 菊池重朝、隈府において一日万句
- ・ 一四八二 文明十四年 大山祇神社(百ヶ日か)
- ・ 一四八四 文明十六年 熱田

記録の上で一万句連歌の初出は、『菟玖波集』に見られる鎌倉での性遵の発句とその詞書から知られるものである。その次が、有名な『太平記』巻七の千劔破城攻防をめぐる話題の中で、城を攻めあぐねた鎌倉方の武士たちが連歌師を招いて行うという挿話として描かれる。この時の興行形態がどのようなものであったのか、それははっきりと記されていないのだが、『太平記』には「徒然に堪へかねて、花下の連歌師どもを呼び下し、一万句の連歌をぞ始めたりける。その初日の発句」(西源院本。岩波文庫による)として長崎九郎左衛門の発句が記されており、少なくともこの催しが数日に亙るもの、として認識されていることは明らかである。

こうした催しが鎌倉方の武将により発議される、というところに、一万句連歌のような試みは鎌倉から持ち込まれたのではないか、という見解も出されているが、限られた資料だけからの判断は難しい。和田茂樹氏のように、菟玖波集の一万句発句の作者性違は京都にも在住していたので、これ以前に京都で万句連歌は行われていた、との見方もあるし、角川文庫の岡見正雄氏の註のように、千劍破での連歌はまったくの虚構だとの見解もある。太平記の記事の信憑性は別にしても、鎌倉政権末期のこの時期に、仮に虚構であるにせよ鎌倉方の武士が万句連歌を思いつく、という着想のよってきたるところ、それが何に淵源するのかは興味深い問題である。

なお、規模はそれより小さくなるが、これに類した千句連歌の形式については、島津忠夫氏が概観しておられるように、鎌倉末期あたりから見られるようになり、花の下連歌や各地の神社の法楽連歌として展開してゆく。島津氏が注意しておられるように、このような催しが宗教的な背景をもつこと、またその興行のために多大な出費を伴うこと、それがために室町期には各地の豪族階層を興行主とする千句が増えることは、万句連歌を考える上でも重要である。千句連歌の十倍の規模の催しを行おうという発想の

根幹には、質よりも量で神仏を動かそうとする強い意志があったと思われる。確かにそうした発想は地方に由来する、と考えるのは不自然ではない。さて記録上、その次にくるのが足利義満による北野社法楽の一万句連歌となる。ここで明らかに、都においての一万句興行が確認されるわけだが、義満の万句そのものは現存していない。しかしながら、この義満主催の万句連歌がその半ば公的な性格から多くの注目を集め、後代に規範化して認

識されていたことが、様々な資料から窺われる。

まず先の年譜で義満に続く万句張行となる、永享五年の義教の北野社法楽の万句連歌は、『北野社一万句御発句脇第三并序』としてその一部が伝わるが、一条兼良によるその序には、

かの明徳のちかき跡にまかせて、一日のうちに、一万句のつらねうたの御法楽あるべきよし、。一万句の御人数は二十人をえらばれて、二十ヶ所の会所をかまへ、一所にをのく五百韻をとりおこなふ、明徳にもかやうにぞありける。

義満の明徳の先例に倣い、一日一万句を二十の会所で五百韻ずつという形態を意識的に引き継いだことが記されている。この年の万句については、『看聞日記』永享五年正月二十五日条の頭書にも、

今日室町殿御連歌始云々、来月十一日於聖廟社頭一日一万句連歌可有法楽云々、鹿苑院殿御代有沙汰、其例云々

というように「鹿苑院殿御代」の「其例」に倣ったものと記されているし、『満濟准后日記』永享五年二月十日条によれば、

明徳二年二月十一日鹿苑院殿於聖廟一日一万句御懷紙御奉納神殿、件懷紙今日被召出御拜見云々、仍拜見由被仰問、於御前令拜見了、赤漆櫃一合二被納之了、十題各一手分五百韻、：

明徳に奉納された懷紙を「拜見」した上で、という念の入れようであったことが知られる。

ところが、この形態での興行は「万句連歌興行史」に示したように、義教の翌年の張行から崩れていくのだが、明徳の万句への関心は後代まで持

続したようで、『実隆公記』永正八年十二月十日条には、

宣賢朝臣来、明德二年北野社万句連歌、鹿苑院太相国御願、至第三書連之、有小序、件序不審事等問之、愚存分答之、暫言談

と、清原清賢がその序文の不審を尋ねるために、実隆を来訪したと記されている。なお、宣賢の見た万句は第三までを抜き書きにし、そこに「小序」を付した形であったということで、これはまさしく現存する永享五年万句の『北野社一万句御発句脇第三』の形とよく符合する。おそらくは、明德の万句に倣うように、この抜き書き本が作られたことを意味するのである。

さて、明德時の一日一万句二十会所での興行という形態が、地方での万句興行にも影響を与えていくことになる。現在知られている万句連歌が、室町期に興行されたうちのどれだけを伝えているのかよくわからないが、以下に詳述する菊池万句と、これと同年に奥州白河結城氏のもとで行われた万句連歌と、いずれも一日二十座同時開催であった。

菊池万句の主催者菊池重朝やその重臣であり、かつ万句への参加者でもある隈部忠直の名は、京都五山にも轟いていた。川添昭二氏が『晴宮宿禰記』を引きながら論じておられる(川添氏前掲書)ように、地方にありながら重朝が都に情報のパイプをもっていたことは明らかである。一万句規模の興行の発想も、その興行形態も、義満の北野万句に倣ったと見て誤りないであろう。おもしろいのは、同じ年に奥州白河で同様の形態で万句連歌が行われているのだが、歌枕「白河」の地は連歌師たちの訪れが度々あり、連歌師を通じて都とつながる面が確かにあったにもかかわらず、この

大規模な催しに連歌師の参加はやはりなく、「座首は結城氏の一族・重臣であり、他の発句作者もそれにつらなる武家と思われる」とされている点である。このことは、まさしく中央からの影響を受けながら、しかし在地にこだわった興行としてこれらの万句連歌が企画されたことを意味する。村井康彦氏が述べておられるように、既にこの当時、都鄙の交流が構造的な必然として準備されていたとすれば、地方における万句連歌も成るべくして成った都鄙交流の一つの産物と見てよい。

二 『菊池万句発句』とその諸本

さて、論点を菊池万句に絞ろう。菊池万句について阿蘇品保夫氏は、その発句作者の顔ぶれから、彼らは地域武士団の長であり、その拠点と菊池氏政治圏の範囲とが一致していると論じ、その見解を踏襲しながら、川添昭二氏は下剋上の時代相の中で菊池氏が被官・国人を掌握する試み、とその興行意図をとらえる見解を示された。即ち従来の研究において、菊池万句をめぐる根本資料である『菊池万句発句』の分析からは、文芸学的な観点を横に置いて、専ら地方政治史の解明のための補助史料として活用されてきたことがわかる。

改めていうまでもなく、連歌資料の利用法としてこれは特別なことではなく、これまで大山祇神社万句について和田氏が、白山万句について木越隆三氏が詳細に参加メンバーを調べているのも、信仰圏や家臣団の構成を明らかにする資料として、連歌作品が有効だからである。

順序は逆になったが、ここで文学の側から『菊池万句発句』の研究の現状を確認するため、まずは『俳文学大辞典』を引いておこう。

連歌万句。写一。文明一三年(二四)八月、菊池肥後守重朝が本拠の限府で興行した一日万句連歌。菊池氏の勢力圏に属する城北諸郡の被官や国人・僧侶ら一〇〇人が五人ずつ二〇座に分かれ、各座で五〇〇句ずつ賦詠した。一万句そのものは現存しないが、各座の発句一〇〇を弘治二年(二五)に隈本城主城親賢が書写したものが現存。菊池家臣の氏名や国人層の教養を知り得る資料として貴重。

先に紹介した阿蘇品氏の論文による到達を踏まえ、根拠となるテキストの伝存状況を記す簡にして要を得た荒木尚氏によるこの解説は、最後に翻刻資料として、これも前述した『熊本県史料』を紹介する。

まずはこのテキストの問題から整理しておこう。『熊本県史料』に収録された『菊池万句発句』は、「高田充雄氏保管文書」として知られ、特に歴史学の方ではこのテキストが活用されてきた。ただし、このテキストは活字で広く紹介されたこと、また文学研究の側からは特に関心をもたれずきたために、原典にもどって確認をするという作業が長らく忘れられてきた。それ故、その原本(高田氏保管文書)の所在からして、現在でははっきりしない。

そのことと関わり、この高田氏保管文書をめぐり大事な問題となるのは、歴史学の側から文書史料として紹介され、しかも城親賢(ちかまさ)奥書と花押が末尾に付されている、と紹介されたため、この高田氏保管文書が万句から発句を抜き書きした城親賢の自筆原本と認定されてしまった気配

があることである。しかし結論からすれば、高田氏保管文書が親賢筆本そのものであるかどうかは、改めてその所在を突きとめ原本調査をしないことには、確証のないことである。

菊池万句を史料として位置づける上で、万句そのものが現存しない以上、それに準ずるのが親賢抜書本であることは、論をまたない。その抜書本(即ち高田氏保管文書本)に親賢の奥書と花押が備わっていたことから、おそらくは『菊池万句発句』の資料批判の必要性が認識されず、『熊本県史料』の底本を改めて確認してみろという作業が、そして高田氏保管文書本以外の万句発句テキストの探索という作業が、永らく怠られてきたものと思われる。事実、昭和五十七年刊の『菊池市史』には、これまでほとんど言及されることのなかった佐々家本という、江戸初期写と見てよいのではないかというテキストが紹介されていた。そして、この佐々家本も奥書と花押を備えているという点だけでいえば、高田氏保管文書本と変わらないのである。ただし、佐々家本の奥書・花押は自筆ではなく模写と思われる。高田氏保管文書については親賢筆かどうかは保留するにせよ、少なくとも現時点では原本が確認できない以上、『熊本県史料』の翻刻を利用するしかなく、そこには翻刻に伴う誤植や誤読の可能性を含めて批判的な資料操作が求められる。そこに、改めて万句発句の諸本が検討されねばならない所がある。

この万句発句の諸本を、これまで気づいた範囲で一覧にして示してみよう。

イ 高田氏保管文書^{註一}

ロ 佐々家本^{註二}

ハ 熊本県立美術館寄託宗家本^{註三}

ニ 『菊池風土記』^{註四}所収本

ホ 『肥後古記集覽』^{註五}所収本

註一 菊池市高田充雄氏保管文書。『熊本県史料 中世篇第四』所収。

註二 菊池市木庭の佐々家に伝わる本。近世初期写本。『菊池市史』に影印掲載。

註三 熊本県指定有形文化財。近世前期写本

註四 渋江公正（松石）の編になる菊池の地誌。寛政六年（一七九四）序。

註五 大石真磨が文政四〜五年（一八二一〜二二）に書写編纂した細川領に関する記録。熊本県立図書館蔵。『肥後国誌』も同本による

基本的には、イからホまでの五本を教えることができる。なお、ひとまず五本としたけれども、そこには幾つかの問題がある。まずイの高田氏保管文書本の行方が不明であることは先にもふれた通りだが、『熊本県史料 中世篇第四』の解題には、「この史料は、同地の宗氏に伝来されたものである。宗氏は平姓。その先祖は菊池氏に仕え、近世同地に飯農し、豪商

を以て聞えた傳次は、菊池氏の顕彰にとめた」とあり、実は宗氏伝来文書であったことが記されている。ただし、この記述だけでは一般には理解しづらく、補足説明の必要な所がある。まず「同地」というのがどこを指しているのかははっきりしないのだが、これは本文表題下に割注で「菊池市中町高田充雄氏保管」とあり、また「豪商を以て聞こえた」とされる宗傳次とは、江戸時代後期の菊池事情を今に伝える『嶋屋日記』の記述者の一人であり、地元においては有名な人物である。故に県史料編纂当時の菊池市を指している。そして、高田充雄氏も菊池市在住の方で、御松囃子御能保存会に属し菊池松囃子の伝承に尽力された方であったことは、菊池市教育委員会より教示を得た。

さて問題は、宗家に伝わったとされる史料が、何ゆえ「高田氏保管文書」とされているかである。菊池市でも、この「高田氏保管文書」の由来と行方、いずれについても不明とのことであり、県史料編纂当時には自明であったことが現在では判らなくなっているのである。ところで、ここで注目されるのが、ハの熊本県立美術館寄託の宗家本である。あくまで憶測の域を出ないことではあるけれども、一時、宗家から美術館に寄託されたということが、ある時期に再び宗家に返され、宗家から美術館に寄託されたということも考えられる。即ち、イとハは同一の本である可能性もあるということだ。この点については裏付けはとれていないため、いまは別本と扱い五本としている^{註六}。

次にニの『菊池風土記』は、これ自体が複数の伝本を有しており、菊池風土記伝本間において諸本校合が本来は必要なテキストである。この『菊

池風土記』も、肥後文献叢書という明治期編纂の叢書に活字で紹介され、広く利用されているテキストで、『時代別国語大辞典』の室町時代編も『菊池万句発句』のテキストを、この『菊池風土記』によって参照しているようである。ところが、この肥後文献叢書本は当時の文献字の精度からすれば仕方のないことであるが、底本すら明示されていない。未だ諸本調査の途上であるが、先に名前の出た『嶋屋日記』の記述者のうちいま一人の人物、中嶋真親の書写になる一本を影印で紹介しておいた。

また、ホの肥後古記集覧本には、しばしば異本注記が見られ、江戸後期の菊池においては複数のテキストが伝存し読み継がれていたことが窺われる。先に引用した『菊池風土記』にも、「万句の発句は城越前守親賢写真れしが残て菊池に有」と記されていた。ここではテキストクリティックそのものを主題とするつもりはないので、深くは立ち入らないが、一般的な判断からすれば、『熊本県史料』の翻刻と佐々家本、県立美術館本を基礎として、そこに『菊池風土記』や『肥後古記集覧』を参照しつつ本文を考えるべきであろう。

一例だけ示してみる。長野太郎邸での第四百韻の発句を、まず佐々家本により掲げれば、次の通り。

月戸第四白何 隈部民部少輔元成
見もあかて月の俳扉かな

幾つか補足しておく、「俳」字はあるいは「非」とも読めそうな字。左には本文とは別筆で小さく「俳」と書き添えてある。「扉」字は擦り消しの上に重ね書きされているが、下の文字ははつきりとは判読できない。振

り仮名の濁点はいずれも原本のままである。次に、宗家本・高田本を見ると、作者は「民部少輔」ならぬ「式部少輔」。「俳」の字は「俳」になっており、また書き添えの文字はなく振り仮名もない。以上の点を除けば、表記を含めて佐々家本とまったく同じである。参考までに『新撰事蹟通考』（『肥後文献叢書』第三巻所収）や『菊池風土記』所載の「隈部系図」によれば、元成は隈部忠直の子で民部少輔とされるが、『菊池風土記』の万句発句では「式部」になっている。

発句の表現で問題となるのは「俳」字の所だが、ここは結論から述べれば「俳」字でよいだろう。『肥後古記集覧』本が、ここを「やすらふ」と仮名書きにしているのが参考となる。易林本『節用集』など幾つかの古辞書が、「徘徊」に「ヤスラフ」の訓みを与えている。「俳」字単独で「ヤスラフ」と訓む例は見いだしていないが、『字鏡集』やキリシタン版『落葉集』のように「俳」字「徊」字それぞれに「タチモトホル」（龍谷大学本『字鏡集』）の訓みを充てる例から類推すれば、「俳」字単独で「ヤスラフ」と訓むことも可能であっただろう。あとは歌語としての妥当性の判断である。『新古今和歌集』巻十六・雑歌上に、

入りやらで夜をおしむ月のやすらひにほのく明るる山のはぞ愛き
（五兒・藤原保季。新日本古典文学大系による）
とあるほか、連歌では宗祇の『萱草』第三の秋連歌に、

分暮す露を野中にかた敷て
袖をたびねの月ぞやすらふ

とも見え、「月」が「やすらふ」例はあるが、月が「たたずむ」例は見ら

れない。「タチモトホル」は音数が合わないし、和歌に用いたのは『万葉集』二八二番歌(旧『国歌大観』番号)のみの例外としてよい。和歌の伝統には馴染まなかった語である。なお、『万葉集』の原表記では、ここは「俳個」というように人偏である。観智院本『類聚名義抄』も、同じく人偏。おそらくは万葉学の伝統を受け継ぐのであるが、先に引いた易林本『節用集』も別表記としてこの人偏の文字をも示しており、そのような状況を勘案すれば、城親賢による万句発句の原本の表記はともあれ、「俳」字であっても必ずしも誤りとはいえないということになろう。

さて、この菊池万句発句が歴史学の側から歴史史料として注目されてきたことは、既に述べたとおりだが、そこでもつぱら問題となっていたのは連歌発句の表現ではなく、作者として名前の挙げられている人物であることは、当然のことであろう。室町期に菊池氏支配下にあった肥後の国人層を窺う資料ということで、このテキストは活用されてきたわけだが、高田氏保管文書(おそらく県立美術館本)が自筆原本でないとすると、発句作者の名前の認定にも、実は本文批判が必要になってくるわけである。そうした問題の一端は、先に考証を行った隈部元成の例からも窺い知れよう。もちろん、城親賢の自筆本が出現したにせよ、これも後代の抜き書き本であり、二次的資料であることに変わりはないわけだが、親賢抜き書き本の前には溯りようがないのが現実である。となれば、万句発句内部の本文批判には限界があり、テキスト外の歴史史料に照らし合わせるしかない。

三 菊池持朝侍帳とその史料性の問題

ところで、この間、思うところあって『菊池風土記』の註釈に取り組んでいる。既に巻一註についてはウエブ・サイトで公開しているが、先に記したとおり、『菊池風土記』にも『菊池万句発句』が収録されており、それが巻一にあたる。巻一の註釈作業を進める中で、この万句発句の作者の問題に突き当たったわけだが、そこで奇妙な事実に気づくこととなる。ここに登場してくるのが、「菊池古文書」という史料群である。

「菊池古文書」については、詳しくは花岡興輝氏の紹介を参照していただくのがよいが、ごく簡潔に伝来の事情を説明しておくこととしよう。この文書群は、江戸後期に上永野(かみながの)村の老婆千代所蔵文書として出現したものである。この上永野村は、中世には菊池氏の家老であった隈部氏の根拠地であったところである。

さて、老婆千代所蔵のこの文書そのものは現存しないが、江戸時代に転写されたテキストが複数残っている。この現存テキストを比較した上で、花岡氏は次のような興味深いことを記しておられる。

ここに紹介した文書のうち、…嘉吉三年の「菊池家臣交名」などは、諸書に引用されている。このことから、これらの写しは古くから流布していたものと見るべきであろう。

…(中略)…

この文書の殆んどを偽文書とする説もあるが、二、三の文書、花押に疑いがもたれるのも若干あり、また記載の形式が原本に忠実である

と思えないものもあるが、殆んが正文であり、特に寄合衆・家臣交名にあらわれる人びとの多くは、諸書によつて、その正しさが裏付けされる。

まずは、これらを「偽文書」とする説があること、しかし、文書中の「家臣交名」など、信頼に足るものだと述べておられるのである。

ところで、文書中には二種の家臣交名が存在する。ひとつは、末尾に嘉吉三年の年紀と菊池持朝の名が記されていることから、「菊池持朝侍帳」とも称される。もう一つは、永正元年の年紀と菊池政隆の名の記されたもので、「菊池政隆侍帳」とも呼ばれる。ここで問題となるのは、前者すなわち「菊池持朝侍帳」に記載される名前と、万句発句作者とに、かなりの一致が見られるということである。この侍帳を一次史料に近いものとみなしてよいのであれば、万句発句諸本間で作者名に異同が生じている場合、どのテキストがもっとも信頼性が高いか、それを測定するための基準を得られることになる。

ところが、よく考えてみると嘉吉三年の侍帳に名前の載る人物が、文明十三年の万句に出座することの妥当性が、当然問われなければならない。その間、三十八年(一四八一—一四四三)である。確かに、発句メンバーの一人である隈部忠直などは、菊池持朝・為邦・重朝の三代に仕えたと言われる重臣で、侍帳の信頼性を一概に疑うわけにはいかない。だが、侍帳と発句作者の両方に共通する人物が七十名を超えるという事態は尋常ではない。四十年近くの間、七十名以上の家臣団が交代もせず、菊池氏を支え

続けたことになるからである。

その一方で、万句興行から二十年余り後の永正元年の侍帳には、一人として発句作者との重なりを見ないこともまた特徴的である。してみれば、嘉吉三年の侍帳の特異性は明らかである。菊池古文書の素性の怪しさという問題が、ここで思い起こされるのだけでも、単純に偽文書とうち捨て前に、交名末尾の奥書的な部分が、何らかの事情で文明年間の交名に誤つて接続されたというような可能性も、一応は考えてみなければなるまい。けれども、もう一点、嘉吉三年の侍帳と発句作者との関係で、指摘しておかなければならないのは、万句発句に作者として登場する名前と、侍帳の名前の掲出順序がほとんど同じであるという事実である。侍帳の全体を掲げるのは、あまりに煩雑になるため、冒頭の二十名程を掲げることとした。対照のために、下段に発句作者を佐々家本により『万句発句』の掲出の順に挙げてみる。掲出分については宗家本と違いがないので、異同には、「高」(高田本)、「風」(菊池風土記)、「古」(肥後古記集覧)の三本を示した。

菊池持朝侍帳

『菊池万句発句』作者

主な異同

(菊池) 重朝

周特

北 / 高房

湯郷式部少輔 / 頼種

赤星九郎 / 重規

城右京亮 / 為冬

長田式部少輔 / 基秀

合志太郎 / 重隆

馬見塚大和入道宥盛

木山三河守 / 惟之

隈部上総介 / 忠直

石貫民部少輔 / 安元

西福寺 / 広誉

孝空

宗大和守 / 重信

宮崎兵部少輔 / 重作

白石常陸介 / 頼道

方保田丹後守 / 守経

吉田兵部少輔 / 公貞

弘生式部少輔 / 朝氏

竹崎伊豆守 / 惟岑

延命軒 / 慈我

竹崎安芸守 / 惟氏

嶋崎右京亮 / 公興

高倉因幡守 / 守俊

山北对馬守 / 邦統

風「周特」

古「北里為房」

古「温江式部少輔」

風「合志五郎」

古「高見塚」「定盛」風「宥道」

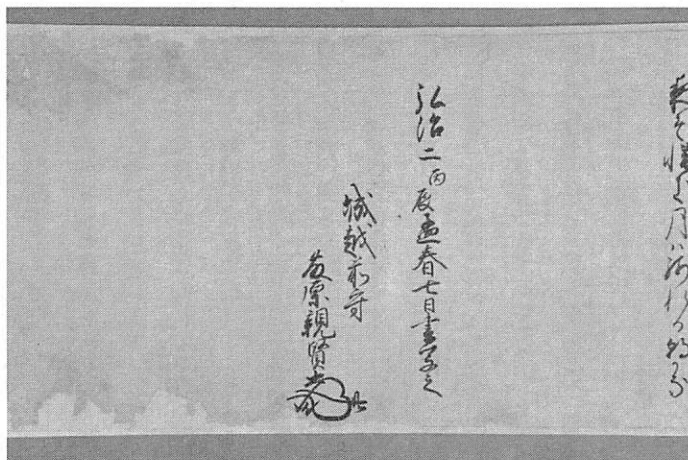
古「教空」

古「兵部太輔」

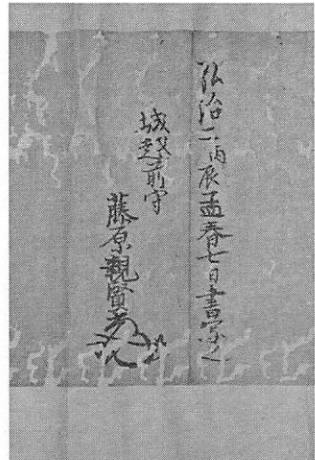
古「丹波守」

古「式部太輔」

高「慈載」



県立美術館寄託宗家本奥書部分



佐々家本奥書部分

僧侶と思われる人物については、当然ながら侍帳に搭載されていないのだが、名前の並びも記載の仕方も用字も、みことなまでに一致している。一致しないところは、誤読・誤写の介入と断じて、ほぼ誤りないものばかりだ。つまり、嘉吉三年の侍帳の作成に、この万句発句が利用されたのではないかという疑いを抱く余地は、相当に大きいのである。連歌資料のテキスト批判から、最後は歴史史料のテキスト批判にたどりついてしまったわけであるが、一地方連歌の洗い直しが予想もしなかった問題を浮かび上がらせることもある、そんな一例である。

(註)

- 註1 熊本県立大学蔵本による。熊本文化研究叢書第九輯『菊池風土記1』(熊本県立大学文学部日本語日本文学研究室 参照)。
 註2 万句連歌の全体像については、金子金治郎氏『連歌総論』(桜楓社、一九八七年) V3 「万句連歌」、および島津忠夫氏『島津忠夫著作集第二巻連歌』(和泉書院、二〇〇三年) 第二章三「千句連歌の興行とその変遷」、四「万句連歌と発句・三物」を参照した。また、「万句連歌興行史」の年譜作成には、棚町知弥氏「松梅院禪予日記抄―北野社古記録(文学・芸能記事)抄(五)―」(『有明工業高等専門学校紀要』第七号、一九七一年)、および『北野社一万句御発句脇第三并序』(『桂宮本叢書』第十八号、養徳社、所収)、『看聞日記』(圖書寮叢刊、明治書院)を用いた。
 註3 註1の金子、島津両氏の論を参照。
 註4 和田茂樹氏「大山祇神社の万句連歌」(『国語国文』第二十六卷十一号、一九五七年)、岡見正雄氏校注『太平記』(一)(『角川書店』一九七五年)。
 註5 註1島津氏論文参照。

- 註6 『白河市史 第一巻』第五章第二節「中世の文芸」(金子誠三氏執筆)
 註7 村井康彦氏「幽斎・三斎と千利休」(『新・熊本の歴史3中世』熊本日日新聞社、一九七九年)
 註8 阿蘇品保夫氏「菊池氏の没落と相良氏台頭」(『新・熊本の歴史3中世』、川添氏前掲書)。
 註9 註3和田氏論文、木越隆三氏「慶長期加賀藩家臣団の構成と動向」(『白山万句 資料と研究』白山比咩神社、一九八五年)。
 註10 熊本県立美術館寄託本については、熊本文化研究叢書9『菊池風土記1』(熊本県立大学日本語日本文学研究室、二〇一四年)の解題において、高田氏保管文書本そのものと断定してしまつたが、ひとまず訂正しておく。
 註11 熊本文化研究叢書9『菊池風土記1』に、第一分冊(巻一・巻二)のみ収録した。
 註12 貴重古典籍叢刊『宗祇句集』(角川書店)による。検索には国際日本文化研究センターのデータベースを利用した。
 註13 <http://suzukita-lab.com>
 註14 花岡興輝氏「菊池古文書」(『熊本史学』第二十八号、一九六四年)
 註15 『肥後国誌』(青潮社、一九七一年)上、四三八頁参照。
 付記 本稿は、JSPS科学研究費補助金基盤研究C『菊池風土記』の註的研究の成果の一部でもある。熊本県立美術館寄託宗家本については、八代市立博物館未来の森ミュージアム学芸員の島津亮二氏よりご教示いただいた。調査にあたっては、島津氏および熊本県立美術館学芸員の山田貴司氏にお世話になった。また、佐々家本の調査にあたっての仲介の労をとり、高田充雄氏のごことなど様々にご教示下さった、菊池市教育委員会の高見淳氏についても、特に記し御礼としたい。